

少 子化対策という決めて出てくるのが、フランスの世帯単位税制のN分N乗税制だ。具体的には、夫婦や子供などの扶養親族の所得を合算し、家族除数(N)で除した金額を算出し、税率不適用所得(いわば課税最低限)を控除した残りの金額に税率を適用して税額計算し、家族除数Nをかけて世帯全体で納めるべき税額を算出する。家族除数(N)は、夫や妻は1(夫婦は2)、第2子までの子どもは0.5(夫婦子2人は3)、第3子以降は1(夫婦子3人は4)となっている。

このような方式では、家族の数が多いほど所得が分割され適用税率が低くなるので税負担が軽減され、子どもを持つインセンティブが働くという。現にフランスの合計特殊出生率は2020年には1.83とEU内で最も高い。もっとも、この税制が導入された1946年以後今日までフランスの出生率が一貫して高かったわけではない。出生率の高い理由としては、家族給付や育児休暇の充実など多様な子育て家庭への支援策があることや、事実婚が法律的に認められることなど税制以外の要因も指摘されている。

筆者の問題意識は、世界の税制の潮流が個人単位に移る中で、世帯単位に戻ることが税制の基本理念である公平・中立・簡素という観点から正しいのだろうか、という点である。

家族で共働きする農業や個人事業者が過半を占めていた時代には、担税力を考えるにあたって世帯を課税単位とすることが望ましい。個人に所得を帰属させることが難しいからである。しかし、経済が発展し多くの被雇用者が生まれ、女性の社会進出も一般化した70年代に入ると、多くの欧州諸国は公平で簡素な個人単位課税に移っていった。

わが国所得税の歴史を見ると、所得税創設時

には明治民法の家族制度の下で、家族内の所得分割による租税回避防止もあり、同居家族の所得を合算して累進税率を適用する世帯合算非分割制度が採られてきた。しかし戦後、家制度が廃止され夫婦別産制となり、シャウプ勧告により個人単位課税とされ今日まで維持されている。所得を稼ぎ帰属する個人ごとに税を計算し負担する個人単位課税が公平だというシャウプ博士の先進的な考え方である。結婚しても税負担の総額が変わらないので結婚に対する中立性が保たれる。

重要なのはプライバシーへの配慮である。世帯単位にするには、配偶者の収入も把握しなければならず夫婦間のプライバシーを侵害することにもなりかねない。英国ではこの理由から1990年に個人単位に変わった。わが国でも、結婚後も財産は別管理、共働きだがお互いの給与は見せず、家賃や子育て費用などは共益費として出し合う、というケースが増えてきている。

また簡素性の観点から

は、世帯とは何かが問題になる。DVで別居している場合はどうするのか、事実婚まで広げるとすれば誰が認定するのだろうか。

N分N乗税制に特有な問題もある。現行の制度から移行した場合、専業主婦世帯、夫婦子二人世帯、共働き世帯で配偶者間に差がある世帯の順に減税効果が生じる。配偶者控除や扶養控除がなくなるので中低所得者は増税になる場合も出てくるし、専業主婦世帯が大幅な減税となるので、女性の社会進出を促進する国の立場と整合性がとれなくなる。フランスでもこの点が問題となり、閣僚から見直しの声が上がったこともある。

個人のライフスタイルが多様化している今日、公平、中立、簡素の観点から合理性のある個人単位課税を変更する理由はないのではないか。

連載

第  
192  
回

フランスのN分N乗税制は  
少子化の切り札ではない

# 税制之理

森信茂樹

東京財団政策研究所研究主幹